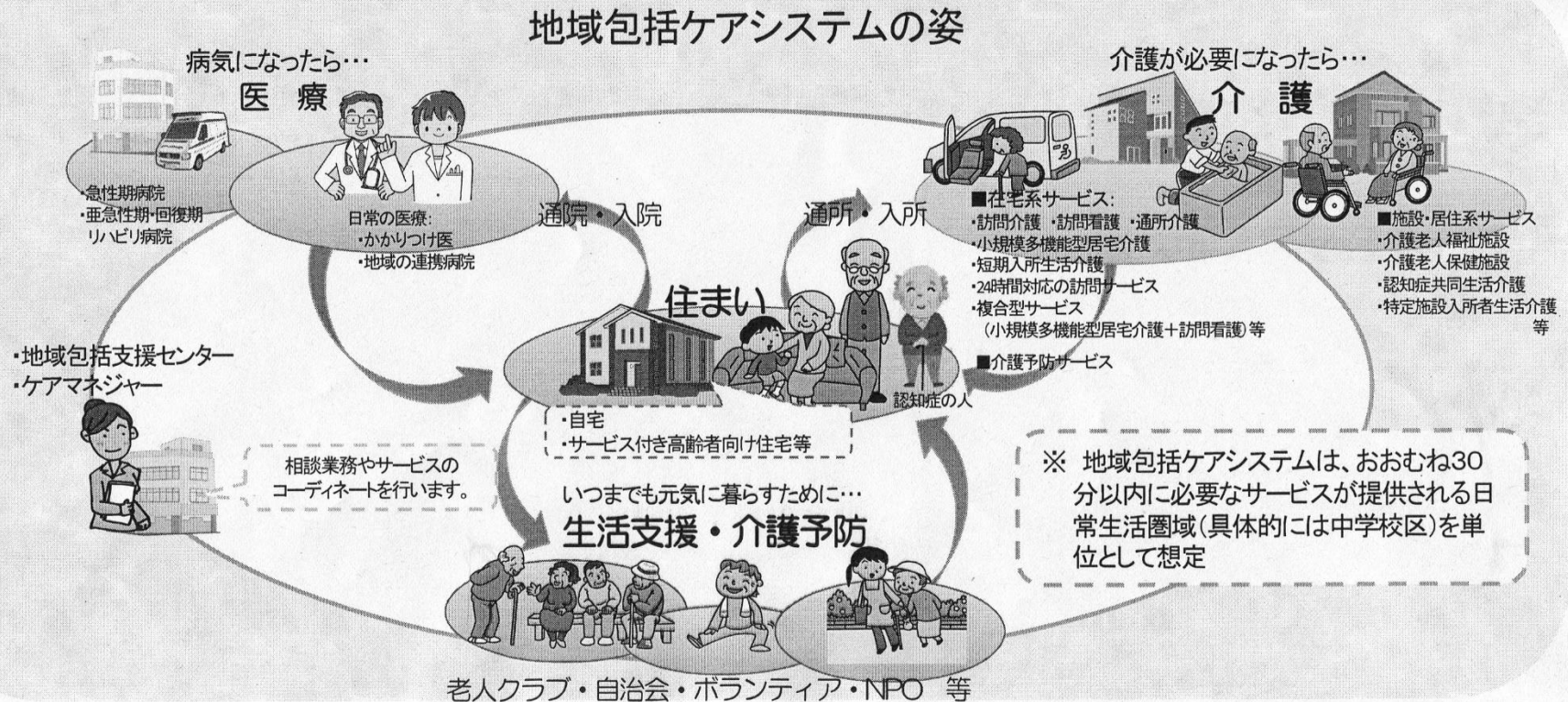


地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



地域ケア会議に関する法改正の内容

法改正のポイント

1. 市町村が「地域ケア会議」を設置し、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行うことを規定

- 市町村が包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため「地域ケア会議」を置くよう法律に明記。(介護保険法115条の48第1項、第2項)
- 地域ケア会議を設置し、個別ケースの検討と地域課題の検討の両方を行うものであることを法律に明記。

2. 地域ケア会議関係者からの協力を得やすい体制に

- 関係者の出席や資料・情報の提供など地域ケア会議の円滑な実施が可能に。
(介護保険法115条の48第3項・第4項)

3. 関係者への守秘義務を課すこと

- 関係者に対して法律上の守秘義務を課すことで、地域ケア会議で個別事例を扱うことに対して、利用者や家族からの理解が得やすくなる。
 - 参加者による情報交換等が円滑に行われるようになる。
- ※守秘義務違反の場合は一年以下の懲役・百万円以下の罰金。
→参加者に、守秘義務の取扱について周知が必要

(介護保険法115条の48第5項、205条2項)

4. 具体的な会議の運営について市町村・センターにおいて従前どおり柔軟に行うことができる。

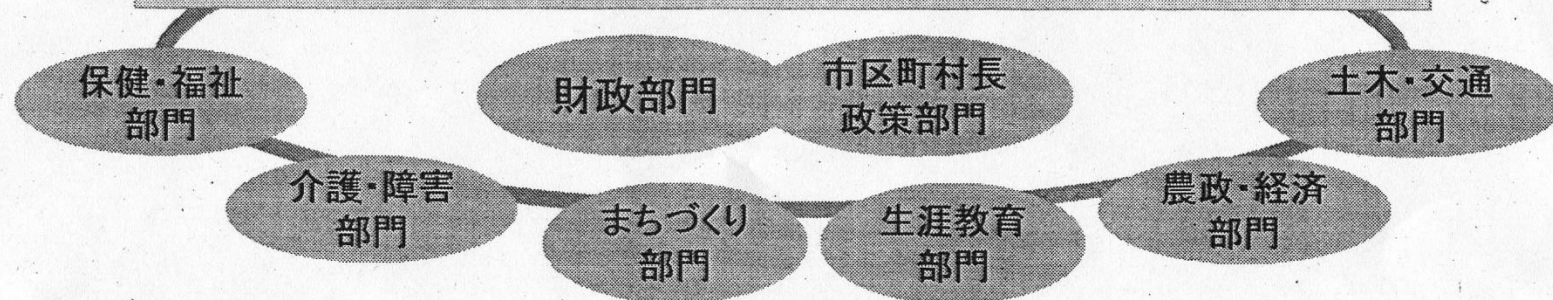


地域ケア会議の運営において市区町村に求められること

- わが町の地域ケア会議の運営方針を明確にする
- 地域包括支援センターやその他の機関等からあげられる地域課題を、一旦引き取る担当者を明確にする
- 地域課題解決のための検討の場(地域ケア推進会議)を持つ
- 関係部局、関係機関との調整により、個人支援の充実と地域の基盤整備をめざす



- 介護保険の枠組みだけでは解決できない課題の解決に取り組む
- 職員ひとりひとりの意識改革により組織横断的な取組にチャレンジ



- 事業化・施策化は、ニーズと解決策の根拠を積み上げ、タイミングを逃さず進める
- 緊急性、ニーズ量、実行可能性、効果見込み等を検討して、地域の社会資源を活用しながら基盤整備を行う

行政職員のチームワークとリレーが大切